HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	歴史物語の中の中国近代外交と日本
Author(s)	川島, 真
Citation	RATIO, 1, 54-85
Issue Date	2006-02-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14707
Type	column (author version)
Note	『RATIO』掲載タイトルは「歴史物語の中の近代中国論－日本はなぜ中国の主要敵か－」である
File Information	kawashima.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

歴史物語の中の中国近代外交と日本（仮題）

川島　真

> 中国は世界においてもっとも悠久な歴史を持つ国家のひとつである。中国の各民族は共同で光り輝く文化を創造し、光栄なる革命の伝統を育んできた。 一八四〇年以後、封建中国は次第に半植民、半封建国家となった。そのため、中国人民は国家の独立、民族解放、そして民主自由の推進のため、世代をこえて英勇奮闘してきたのである。そして二十世紀、中国には天地を覆すような偉大な歴史改革が生じた。一九一一年、孫中山先生が辛亥革命を指導し、封建帝国主義を廃除し、中華民国を創立した。しかし、中国人民の反帝国主義、反封建主義の歴史任務はまだ完成していなかった。一九四九年、毛沢東主席を領袖とする中国共産党が中国各族の人民を指導し、長期にわたる艱難的で、紆余曲折のあった武装闘争、またそのほかの形式の闘争を経て、ついに帝国主義、封建主義、および官僚資本主義的統治を覆し、新民主主義革命という偉大なる勝利を獲得し、中華人民共和国を建国した。これより、中国人民が国家の権力を掌握し、国家の主人となったのである。

これは、中華人民共和国憲法の「序言」、つまり前文に相当する部分である。この国家的正義の根源とも言える部分に、「歴史的経緯」が深く刻まれていることがわかるであろう。その歴史的経緯は、対外関係史と国内の歴史によって説明されている。すなわち、対外関係史の部分は、「半植民地化と反帝国主義」、「武装闘争」、「帝国主義打破」といった用語で示され、逆に「半封建」、「反封建」、「反封建闘争」、「封建主義・官僚資本主義統治の打破」といった語が内政の展開を示す。この憲法で示される歴史解釈は、中華人民共和国という国家、また共産党政権の存立の基礎であり、そこに対外関係史が位置付けられていることがうかがえる。こうして、対外関係史のうち重要な部分を占める中国外交史は、国家の存在意義それじたいに深く関わることになり、政権の意向、政策の変容とも連動することになるのである。

その中国外交を振り返るとき、その政策目標は大きく三つに大別できよう。第一に、侵略された国権を取り戻し、これ以上主権を侵害されたり、利権を奪われたりしないようにすること。第二に、外交を制度面、政策面で「近代外交化」していくこと（制度面などでの国際標準の受容、第一と重なるが不平等条約改正など）。第三に、文明国として国際標準を受け入れ、役割を果たす中で国際社会の中で一定の地位を占め、その国際的な地位を向上させ、ひいては大国として認知されるようにしていくこと。

この三つを別の角度から理解するならば、「中国」を保持し、その地位を向上させていくということに他ならない。「中国」という国家概念、また「中国人」という国民概念は、実際のところこの百年、長くとも百五十年にわたって形成されてきたものであり、「中国四千年」という前に、そもそも王朝ではなく「中国」を単位にして歴史を想定することは実際には最近のことである。これは一八八〇年の黄遵憲の『日本国志』や、一九〇〇年代の梁啓超の中国史をめぐる言論にも明確に見られている。その「中国には英国、仏国といった意味での国名がない」という言葉は含蓄に富んでいる。そうした意味で、近代中国は、まさに歴史的な経緯を尊重し、遺産を継承しながら、その「中国」を形成し、可視化し、領域・構成員を明確化したうえで、発展させていく時期であった。外交もまた、その「中国」の外枠を維持し、奪われたはずのものを取り戻し、華僑を含めて構成員の利権を守り、ひいては「中国」の国際的な地位を高めることに目標がおかれたのであった。

外交政策を論じる場合、政策対象のイメージが重要であるとされるが、こうした国家形成期の場合、自己イメージもまた相手のイメージと同様に重要であり、中国の場合、その重要性がいっそう高いのかもしれない。そして、上記の三点含め、こうした傾向は少なくとも十九世紀末、遅くとも清末最後の十年以降の二十世紀の中国近代外交に共通しており、また一つの重奏低音となって一九四九年の解放後に流れ込んでいると言えるかもしれない、と筆者は考えているのである。

他方、こうした中国の近代外交と「日本」はいかに関わってきたのだろうか。それは、実際の外交政策における問題であると同時に、同時代史的な歴史として、また二〇世紀後半における近代外交史として語られる中国近代外交の「物語」の形成と深くかかわることになる。今年は、「中国人民の抗日戦争および反ファシスト戦争勝利六十周年」であった。その抗日勝利記念日は九月三日である。日本が「連合国」に正式に降伏文書にサインした九月二日の翌日にそれが発効になるという判断だとされて、一九五一年以来そうなっている（一九四九年の建国時の抗日記念日は八月十五日であった）[1]。その抗日勝利六十周年で胡錦濤主席は以下のように歴史を総括した。

> 中国人民の抗日戦争における勝利により、日本の侵略者を徹底的に破り、中国の国家主権と領土の保全を全うし、中華民族は植民地の奴役となる危機から脱することができた。中華民族は、この五千年以上にわたる歴史の発展の中で、世界でも有数の輝かしい文明を創造し、長期にわたって世界の最前列にあった。しかし、封建統治の腐敗と束縛により、中国は次第に落伍していった。一八四〇年から、中国は帝国主義列強の侵略と蹂躙に向き合うことになり、国家主権と領土保全は侵蝕を受け、中華民族の災難はますます深まっていった。これに対して中国人民は外敵の侵入を破ろうと奮起して攻撃を加えたが、毎回敗北することになった。しかし、中国の勝利によって、日本軍国主義が中国を滅亡させようとする企図を粉砕し、中国が近代以後受けてきた外からの侵略という屈辱的な歴史を徹底的に改め、また中華民族が数千年にわたって発展させてきた文明の成果を守ったのである。

内容的に憲法と同じなのだが、列強からの侵略や、国家主権と領土主権の陵辱といった「中華民国の災難」がまさに抗日戦争によって代表され、その勝利によってそうした「頸」から解放されたものとされている。

抗日戦争の勝利は、日本の五十年にわたる台湾統治を終わらせ、台湾を祖国の懐抱に戻ら

---

[1] 抗日勝利記念日を九月三日とするのは旧ソ連、現ロシアも共通で、その一九五一年には、記念日の前日である九月二日に「中国が日本帝国主義により奴役となっていたところから、ソ連およびその軍隊が解放したことの六周年の祝賀をお受け取りください」という電報が、スターリンから毛沢東、周恩来に送られている。スターリンからの電報は翌年も送られている。毛沢東、周恩来からスターリンに返答を送っていたものと思われ、一九五三年には中ソ友好同盟相互条約の下に、「中国人民が日本帝国主義の侵略に対する長期的な艱苦の闘争の中で、とりわけ最終段階における日本帝国主義を撃退する段階において、常にソ連人民の支持をしてきた。とりわけ、一九四五年にソ連の武装部隊が参戦し、中国の人民と一致して日本帝国主義に対する最後の勝利を得たのである」との電報を毛・周がスターリンに送っている（中華人民共和国外交部档案　一一七－〇〇一六九－〇三、および一一七－〇〇四三九－〇八）。九月三日という記念日の形成は、ソ連との同盟関係が前提となっていた。五十年代に比べ国際関係が変動した昨今、日本を強く意識して記念日を八月十五日に「戻す」べきだという議論も強い。拙稿「戦争をめぐる記念日の『歴史認識』－東アジアの敗戦・終戦記念日」（『読書人の雑誌　本』三十巻九号、二〇〇五年八月）、拙稿「抗日勝利日－歴史記念日の揺らぎ」（『中国研究月報』五九－八号、二〇〇五年八月〈光陰似箭〉）参照。

しめたのであった。そして、中国は国際連合の成立に参与し、安全保障理事会の常任理事国となった。これは中国の国際的地位の向上と国際社会への影響が増したことを示している[2]。

この部分は昨今の新たに加えられている新傾向である。現在の台湾問題の淵源が日本の植民地統治にあること、また中国の国際的地位の向上の歴史、とりわけ国際連合での安全保障理事会の議席獲得を重視する歴史叙述である。そこにおいても、抗日戦争における勝利が決定的な意味をもつとされるのである。

このようにして、中国近代外交の基幹をなした、侵略を克服し、国権を回収しながら、国際的地位を回復するという側面が、抗日戦争をめぐる歴史物語の中に流し込まれることになるのである。そして、胡錦濤はより具体的に日本の「侵略」を以下のように整理する。

中国人民の抗日戦争は、世界の反ファシスト戦争の重要な部分を構成している。すなわち世界の反ファシスト闘争の東の主戦場であったのだ。十九世紀の後半以来、日本は次第に軍国主義の道を歩み、侵略戦争に加わっていったが、その大多数が中国への侵略戦争であった。

明治維新後の日本が当初から中国への侵略の意図をもっていたかんについては議論があろうが、中国から見れば、日本の「近代」にはそもそも最終的に中国を侵略しなければならないような「矛盾」を抱えていたという説明になるのだから、明治以来、その侵略の心を逞しくしていたということになる。ここでは、複数の選択肢や、複数の選択の結果としての歴史事象よりも、ある意味で単線的に結論へと結びつく叙述がなされることになる。

日本は一八七四年に台湾に「進犯」し、一八九四年に日清戦争をおこして台湾を「侵占」、一九〇四年には日露戦争をおこして中国東北部の領土と主権を「侵犯」、一九三一年には満洲事変をおこして中国東北三省を「占領」、一九三五年には華北事変をおこすなど、中国を「鯨呑」せんとする野心を逞しくしていったのである。一九三七年七月七日、日本軍の砲弾が宛平県城を襲い、盧溝橋へと進攻したのを一つの象徴として、日本は全面的な中国侵略戦争を開始した。日本の侵略者は中国の大地を踏み荒らし、中国の重要都市の大部分を侵略占領し、中国を日本の植民地にかえて、アジアを併合して、世界に覇を唱えようとした[3]。

日本の目的が中国だけであったのではなく、アジアひいては世界への侵略戦争をおこしていたのであり、中国はそうした日本の侵略を防いだという世界史的意義が強調される。内容的に見れば、二十一カ条や山東出兵などのことよりも、従来看過されてきた日露戦争が重視されていることが特徴である。これは日露戦争百周年ということと、世界史的意義の双方が背景にあろう。

こうして見ていくと、日本は中国の対外関係における主要敵だということがはっきりしている。だが、他のイギリスやフランスはどうなのであろう。いわゆる「列強」こそが中国分割を促進し、日本は「遅れてきた帝国主義」ではなかったか。なぜ中国では、十九世紀半ば以来、日本が一貫して主要敵であったということになるのか、そしてこのような視線はどのように形成されたのだろうか。この点こそが重要だと筆者は考えている。中国の近代外交を考える際には、実際の中国近代外交がいかに形成されていたのかという先にあげた論点だけでなく、同時に中国の近代史、外交史

---

[2] 2005 年 9 月 3 日「胡錦濤在紀念中国人民抗日戦争暨世界反法西斯戦争勝利六十周年大会上的講和」（中華人民共和国外交部 http://www.fmprc.gov.cn/chn/wjdt/zyjh/t210209.htm）

[3] 同上。

の物語がどのように形成され、そこでどのように日本が位置付けられていくのか、という論点からも考察すべきであろう。こうした点をふまえ、本稿では、中国近代外交の形成と、その歴史としての叙述のありかた、またそこにおける日本の位置について比較的長期的、かつ概括的な観点から論じることにしていきたい[4]。

一 「国際的地位の向上」と大国化

まず、胡錦濤主席の国際連合での演説内容を見よう[5]。

> 中国は最大の発展途上国である。現在のところ、十三億の人民が中国的な特色のある社会主義建設の下で道を切り開き、前進し、発展の水準を高め、人民生活を向上させるために奮闘を続けている。われわれは人本主義を堅持し、また持続科学発展観に基づく社会発展を目指しながら、経済建設を中心とし、人民生活の水準向上を根本的な目標としていく。そこでは、資源節約型で、環境にやさしい社会の形成が目指される。そうすることで、生産が発展し、生活も豊かで、あわせて環境も良好な文明発展の道が開かれることになる。 中国は対外開放という基本国策を維持し、市場システムへのいっそうの開放を実現する。そうすることで、より大きな範囲で、またより広い範囲で、そしてより高次のレヴェルにおいて、国際経済、技術協力と競争に参加し、世界各国との間で平等な協力を展開し、積極的に共同利益を追求し、それぞれがともに利益をあげられるような状態になるようにしていく。中国は WTO に加盟し、その際の了解事項に基づいて、関税を継続的に引き下げ、対外開放分野を拡大している。中国経済の安定的な発展は、世界経済の発展に対して継続的に貢献していくのである。

安保理の常任理事国である中国が、国際社会の一員として、国際社会との協調の下に、その発展に貢献していくことが切々と述べられる。これは、さきに挙げた、中国近代外交における政策目標のうち、これまでの歴史で看過されがちでありながら、昨今、中国が強調し始めている第三の点、すなわち「文明国として国際標準を受け入れ、役割を果たす中で国際社会の中で一定の地位を占め、その国際的な地位を向上させ、ひいては大国として認知されるようにしていく」側面に通じるものである。これは、胡錦濤が国連で強調したように、周囲に脅威を与えていくものだとは（中国的には）認知されない。

外交史的には「国際的地位の向上」として描かれる、この側面は、国際社会の中で一等国（文明国）として認められること、本来の「中国」の姿を取り戻すこと、不平等条約改正など実際の国権回収交渉などを有利に進め、国権喪失を防備することなどに関連する重要な政策目標である。明治期以降、三等国、二等国、一等国などといったことに腐心した日本外交を想起すれば、理解が可能であろう。日本からすれば中国は三等国と反面教師化されたのだが、中国もまた日本と同様に二等国、一等国となろうとしていたのである。そして、中国も、単に富国強兵、殖産興業だけでなく、ハーグ平和会議などの国際組織の一員となり、世界標準にのっとり外交活動するとともに、

---

[4] 詳細については拙著『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）などを参照。
[5] 2005 年 9 月 14 日、胡錦濤「促進普遍発展、実現共同繁栄」（中国外交部ウェブサイト http://www.fmprc.gov.cn/chn/ziliao/wzzt/gjzxhjt/t212090.htm）

相応の負担を負う中で、国際的地位の向上を追求したのである。地位の向上は、やがては「大国化」「列強化」にもつながる。この「国際的地位の向上」は何も抗日戦争の勝利だけによって達成されたわけではない。中国が国際連合の形成期に大きな役割を占められたのは、何も主要戦勝国だったから、ということだけではないだろう。そこには、ハーグ平和会議から国際連盟へといたる国際主義、あるいは数々の国際的な平和会議などの、清末以来の文脈があったのである。だが、この「文脈」は、これまでの外交史研究では重視されてこなかった[6]。そこで本章では、この「国際的地位の向上と大国化」について述べていきたいと思う。

中国が最初に所謂国際会議に参加したのは、一八九九年の第一回ハーグ平和会議ことである。このときには二十六の主権国家が会議に参加した。中国は、不平等条約体制下にあったのではあるが、基本的に他国と平等な主権国家として参加した。しかし、このときの中国は実質的に傍聴者であった。特に積極的に発言することもなく、「ハーグ陸戦条約」以外の二条約（「国際紛争に関する平和的処理に関する条約」など）に調印した。ハーグ陸戦条約に調印しなかったのは、中国に近代的な陸軍が形成されていない状態で、この条約に調印することに無理があったからである。ただ、極めて興味深いのは、同年開かれた万国郵便会議においても見られる一つの現象である。それは、中国が経費負担の面で、自らを「頭等国家」＝「一等国」であると認識して、相応分の経費の負担などを申し出て、認められている点である。一八九九年は、戊戌変法が失敗におわり、政治が急速に保守化、もっとも伝統回帰が進んだ年だとされている[7]。中国が本来持っていたい自画像としては一等国、ということになるのであろうか。この点はいっそう深く研究しなければならない重要な論点である。

また、ハーグ平和会議でサインした条約は、結局義和団事件の混乱の中で批准されずに持ち越されてしまう。しかし、日露戦争に直面した中国は、「国際紛争に関する平和的処理に関する条約」の批准をおこない、ハーグ平和会議加盟国として、すなわち一つの文明国として日露戦争に対する「国際法上の中立」を実行しようとしたのであった[8]。この結果については問わないにしても、中国が国際的な地位や国際条約を利用して国内で発生した外国間の紛争に対処しようとした点で重要である。

第二回のハーグ平和会議は、日露戦争後の一九〇七年に開催された。この時には、この会議の重要性は、少なくとも外交官には認知されていた。ハーグに派遣された陸徵祥公使は、各国が大使級の代表を派遣する中で、自らが公使であるため立場上不利になることを切々と本国に訴えていた。会議が開催されてから、中国にとって大きな問題となったのは、国際司法裁判所における判事の任期に関する問題であった。判事について、欧州六カ国とアメリカ、日本は任期期限なしの常任となったが、他国は非常任、すなわち任期が付されたのである。この任期について、十年任期と四年任期の二種があり、それぞれが二等国、三等国に該当していた。中国としては、当然二等国扱いになるであろうと考えていたところ、日本を筆頭として、南米諸国なども、中国には領事裁判権が設定されていること、近代的な司法制度が整備されていないことなどを理由として、三

---

[6] この点については、前掲拙著『中国近代外交の形成』でも論じているが、最近の論考として唐啓華「清末民初中国対『海牙保和会』之参与（1919－1928）」（『政大歴史学報』23 期、2005 年 5 月）参照。唐には、『北京政府與国際聯盟（1919－1928）』（東大図書公司、1998 年）もある。

[7] 坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会、一九七三年、四六三－四六四頁）

[8] 拙稿「日露戦争と中国の中立問題」（軍事史学会編『日露戦争－国際的文脈－』（一）、錦正社、二〇〇四年所収）

等国として扱うように主張、会議はその方向に流れていくことになった。中国は国際司法裁判所関連の条約についても、サインすれば多くの義務を負うことを恐れ、調印を控えたまま、結局辛亥革命前後の混乱を迎えることになった。

第二回ハーグ平和会議で日本が中国を三等国だと主張したことは、二〇世紀の最初の十年に多くの留学生が来日し、また日露戦争の日本の勝利が中国の政治変革に影響を与えたとされる言説からすれば、奇異かもしれない。しかし、外交史的には決して理解に苦しむことではない。明治以来、文明国化、条約改正を目指す日本にとって、欧米は目標ではあったが、中国は否定的目標であった。これは近代日本のアイデンティティ形成やアジアからの衝撃論などとも関わるが、外交史的には当時の条約改正交渉において、日本が条約改正をおこなえば、中国もまたそれを要求するであろうことが、欧米諸国から極めて危険視されていたということが重要である。従って日本は殊更に自らを文明国として表現し、中国を野蛮国家として宣伝したのである。一八七四年の「台湾出兵」における日中交渉で、日本側が中国のある官僚の「化外の民」発言を利用して、自らの行動を正当化しようとしたことなどは好例である。実際、この交渉において、日本は万国公法を用いて中国を論破したわけではないし、中国側が万国公法に通じていなかったわけでもない。そして、総理衙門の交渉を担当していた官僚が「化外の民」を口にしたわけでもない。しかし、日本は万国公法を理解して、それに基づいて行動する日本という姿を内外の英語メディアなどに宣伝することを怠らなかった。万国公法への認知度について日本が中国よりも進んでいたとは言い難いが、それを消化し、利用して行為を正当化し、自覚的に宣伝するという点では中国と異なっていた。こうした点で、日露戦争に勝利して一等国的自覚をもった日本が、それまで以上に中国を二等、三等国扱いすることは容易に想像できる。なお、日露戦争における日本の勝利がアジア諸国の民族運動や立憲運動に大きな影響を与えたという言説があるが、相当に割り引きながら考えるべきものなのである[9]。なぜなら、中国への影響として引用される孫文のアジア主義の講演は日露戦争から二十年近くたっておこなわれたものであり、そしてエピソードとされる日露戦争当時の回想についても、マルセイユからの帰途孫文が出会った西アジアの人々が日本の勝利を喜んでいるのを聞き、東アジアでは日本の勝利の反響は大きくないにしても、ロシアの圧迫を受けている地域では、影響が大きいのだろう、と回想しているに過ぎないからである。日本の勝利がアジアの民族主義や立憲運動に影響を与えてないとまではいえないが、一九二〇-四〇年代のアジア主義、大東亜共栄圏の形成期、たとえば一九三五年の日露戦争勝利三十周年前後に、過度に強調されたものと考えられるのである。

また、この第二回ハーグ平和会議についていま一つ注意すべきは、国際社会における「中国の文明国化」、「中国の国際的地位の向上」における敵手としての日本が、すでに日露戦争直後に現れ、中国側にもそう認識されていたということである。中国の歴史観では、日本近代は一貫して中国への野心をもっていたとするが、それが激化した時期として、日清戦争とともに二十一ヵ条が挙げられ、日露戦争は看過されがちである。実際、中国における反日運動なども、二十一カ条条約以後激化する。だが、このハーグ平和会議のときに、中国の外交官たちは日本という「敵」が眼前に出現していることを強く意識していたのであった。

中華民国成立後、袁世凱は、一九一四年に開催が予定されていた第三次ハーグ平和会議に向

[9] 拙稿「『日露戦争と中国』をめぐる議論の変容」（日露戦争研究会編『日露戦争研究の新視点』成文社、二〇〇五年所収）

けて準備を命じ、準備委員会が設けられた。陸徵祥（中華民国初代国務総理）が組織したこの準備委員会には若手の顧維鈞らの姿が目立った。周知のとおり、第三次ハーグ平和会議は、第一次世界大戦により開催されないのだが、中華民国はあくまでもハーグ平和会議という場（会議というよりも国際組織としての場）を利用していくつかの外交政策を展開しようとしていた。その第一は、不平等条約改正に向けての包括的な原則を提出しようとしていたことである。領土・主権・行政権の尊重などがその一つである。第二は、国際的な地位の向上である。国際機関に相当するような場におけるパフォーマンスによって、中国の国際的な地位を上げることは、中国の外交官のひとつの目標であった。第三は、個別具体的な問題をこの場で解決することであったが、この点については列強間のバランスもあり、常に困難であった。第三次ハーグ平和会議は開催されなかったものの、中華民国は一九一七年にあらゆるハーグ平和会議関連の条約に調印、批准、そして第一次世界大戦に参戦したのであった。中国は、そうした国際標準にのっとって、ひとつの文明国として敵対国の財産を処理するなどしたのであり、戦勝国の立場でパリ講和会議に参加することになったのである。そして、そのパリ講和会議で顧維鈞らが提起した内容こそが、第三回ハーグ平和会議向けに準備されていた内容でもあったのであった。

第一次大戦は、対ドイツのヴェルサイユ条約（中国調印せず）、対トルコのセーブル条約（中国調印せず）、対オーストリア、サン・ジェルマン条約などにより終結するが、中国はサンジェルマン条約に調印し、その第一条の条文に基づいて、中華民国は国際連盟の原加盟国となった。パリ講和会議では五四運動との関連が有名であるが、実際には五月四日以前に中国代表団は不調印の方向を決めていたのだが、調印しないと国際連盟に加盟できないと考えられたため結論が保留されたのだった。そして、サンジェルマン条約に調印すればいいことがわかり、ヴェルサイユ条約には調印しない方向付けがなされていく。五四運動それじたいは政策決定にそれほど大きな影響を与えない。

だが、このパリ講和会議で重要だったのは、講和条約に調印するか否か、ということだけではない。実は、国際連盟の規約制定会議がパリ講和会議で開かれていたのである。その場こしが中国外交には重要であった。顧維鈞らは、日本がアジアを主導し、アジアの問題はアジアで処理するということになる可能性をもったアジアモンロー主義が容認されないように、モンロー主義的な国際行動を批判する条文を規約にいれ、また非常任理事国の選挙制度においては、東欧、南米諸国と競合することを避けるため、アジア洲、南アメリカ洲など、洲別に非常任理事国枠を設ける分洲主義（地域主義）を規約に挿入することに成功するのである。他方、人種平等案件などについては、日本と協調する側面もあった。

しかしながら、パリ講和会議における全権代表数などを見れば、当初五名（一等国）を期待した中華民国も、結局与えられた議席は二席というように、依然として三等国待遇は続いていた。これは中国代表団には大きな衝撃ではあったが、それでも国際連盟規約の策定段階など重要な局面で存在をアピールすることができた。

国際連盟における分洲主義の採用は、非常任理事国が「アジア」の中から一国選ばれることを意味した。当時、常任理事国に拒否権がなかったことを考えれば、非常任理事国になることは重要である。実際、中国はイランやシャムと調整をおこない、初代の非常任理事国となり、その後連続して選出された。一九二一年には、理事会で中華民国代表の顧維鈞が議長を務めるなど、従来の国際会議では考えられなかった状況になった。また、連盟の負担金も、時に日本を上回る額を負担するなど、存在感を示そうとした。ドイツの加盟に合わせるかたちで理事会を改組し、常任

理事国を増加させる案が提起されたときには、中国は常任理事国になろうとしたほどであった。無論、当時の中国の国内状況から考えて、国際社会の中での「責任ある大国」になるのには無理があった。実際、一九二三年の非常任理事国選挙では、中国国内の排外運動、外国人襲撃を取り締まれず、外国人保護が問題となった臨城事件の影響もあって落選、分担金は財政破綻により払えなくなる。しかし、それでも国際司法裁判所判事などを中国は送り続け、一定の「国際的地位」を維持した状態で、一九二六年には非常任理事国に返り咲く。

蒋介石らの北伐の結果、一九二八年に南京国民政府が成立する。この政府の外交は、革命外交をスローガンとするが、基本的に北京政府の外交政策を継承した。違ったのは、ナショナリズムに依拠した宣伝と動員に長けていた点である。その南京国民政府を国際連合は歓迎したわけではない。一九二八年には非常任理事国選挙に落選、中国では連盟脱退論が生じる。だが、一九三一年に非常任理事国に選出され、北京政府が背負った負債（連盟分担金の未納分）についても、中国への援助に切り替えることを条件に国民政府が負担に応じることになった。国際連盟の衛生部長ライヒマンが中国を訪れるなど、国際連盟と中国の「蜜月」が現出される。満洲事変はまさにこうした時期に発生したのであった。確かに、国際連盟は日本の対中侵略を阻止することはできなかった。そうした意味では、中国でも国際連盟は否定的に捉えられがちである。しかし、中国が非常任理事国でなかったらリットン調査団をめぐる審議をあのように運ぶことができたかどうか、疑問が残る。

こうした中国の連盟での地位は、国際連合の成立時にも見られる。それは、五大国のひとつとなったという国際政治的な成果だけではなく、顧維鈞らが国際連合規約制定に深く関与したことにも見ることができる。国際連合規約に分洲主義、人種平等などは中国側の主張で規約に盛り込まれていく。日本が国際連合安保理の非常任理事国に選出される際にも「アジア枠」から選出されることを考えれば、この国際連盟時に中国が努力した「分洲主義」採用の影響は、戦後は日本に及ぶことになった。

中国では国際連合のことを「連合国」と呼ぶ。これは中国でも台湾でも共通している。中国は米英ソに告ぐ「大国」として、国際連合召集の呼びかけ国家となったのであり、それが第二次世界大戦の連合国の主要国家であったことに由来することを考えれば、この呼称は自然であろう。いずれにせよ、台湾に逃れた中華民国が「大国」とは言いがたい状態になり、西側国際社会において実質的なパワーを失っても、国際連合における象徴的とも言える五大国の地位を維持できたのには以上のような経緯があったのであった。だが、中国の（実質的な意味での）国際的地位の上昇という課題は、その後に持ち越されていくことになったのである。

中国の外交史を見る場合、このような国際社会における地位の向上という不断の「努力」について看過するわけにはいかないだろう。これは必ずしも強権的に推進されたものではなく、制度を策定、利用し、また外交交渉によって実現していったものと言っていいだろう。だが、国際的地位の向上の先にあるものが一種の大国化であることは否めない。これは「和平掘起」（国際的な協調の下での大国化）という中国の昨今の政策にも通じるものなのかもしれない。そして、この国際的地位の上昇のプロセスにおいて、日本が頻繁に否定的な存在としてあらわれることもまた、重要な論点である。

二 「近代主権国家」と「文明国」としての国権回収

清朝が、「中国」として近代主権国家たることを目指し、国際社会における文明国家となろうとする過程は、中国もまた「近代」という時代にあった一つの国家であったことを想起させる。中国の近代史を想起する際に、アヘン戦争などの一連の戦争の敗北から、軍閥割拠と混乱、そのあとナショナリズムが生じて国民党政権という流れが浮かぶことが多いが、実際には「近代国家」を想定するプロセスがあったのである。しかし、そもそも一連の戦争の敗戦賠償金、特に日清戦争と義和団事件の賠償金により財政破綻していた清が近代国家建設を遂行するのには無理があったのだが、そこは外国借款に依拠しながらおこなうしかなかった（それが売国行為として逆に批判されることになる）。他方、たとえば鉄道国有化が辛亥革命の引き金となったように、中国における中央集権型の近代主権国家建設は、中央政府が外国利権と結びつきながら地方利権を侵犯するものと意識された。これは、中央集権国家型の政策をとろうとすればするほど、国内が分裂していくという皮肉な結果をもたらした面もある。

しかし、外交の側面では、いわゆる近代国家としての外交政策が採用される。それは、主権を重視して、国家の領域をたもち、行政権を統一し、また不平等条約改正を目指すものである。その政策が明確にされたのが、義和団事件後の一九〇一の辛丑和約（北清議定書）、翌年のイギリスとのマッケイ条約（中英通商航海条約）である。一九〇一年に形成された中国をめぐる体制は、一八九〇年代の後半の利権分割を否定はしないものの、列強による新たな単独利権獲得を抑制する国際共同管理体制とでも言うべきものであった。これが、いわゆる「中国保全論」であり、米西戦争の後に東アジアを意識したアメリカが提唱した門戸開放宣言に裏打ちされていた。中国は、この「中国保全」体制の下で、領土の保全と統一、行政権の統一といった後のパリ講和会議、ワシントン会議に継承される基本線を打ち出しつつ、近代主権国家として十九世紀後半に喪失した国権の回収に乗り出していくことになる。具体的には、辛丑和約によって、外交機関というよりも実質的に「洋務」機関（既存の六部で処理できない対外案件を処理する役所）であった総理各国事務衙門にかわり、外務部という外交機関が誕生し、またマッケイ条約の第十二款に以下のような内容が盛り込まれたことなどを契機とする。

> 中国が自国の律令を整頓し、西洋各国の律令と同じくすることを強く望むのならば、イギリスは極力それに協力する用意がある。そして、このような改革が成れば、中国の律令状況・裁判方法・一切の関連事項に対する調査をおこない、その結果大変よい評価が得られれば、イギリスはその治外法権を放棄する[11]。

この条文は、一九〇三年の中米通商航海条約の第十五款、および中日通商航海条約の第十一款にも盛りこまれた[12]。このような不平等条約改正のために国際の諸制度を整備するという方向性は、前述のように中央・地方対立を惹起したり、中央が地方から遊離したりする側面があった。しかし、清末の地方大官や中華民国成立後の所謂「軍閥」（省レヴェルでは中央政府で督軍、省長などに任命されていた）らが、国権回収に不熱心であったということはまったくなく、自らの勢力範囲における利権回収だけでなく、山東問題や二十一箇条条約といった国家的な課題に対しても敏感であり、国際会議の経費を負担したり、また中央政府と合同で、省内で発生した外交問題に対処したりしていた。

---

[11] 田濤主編『清朝条約全集』（第二巻、一九九九年、一一九三頁）

[12] 同上書（第三巻、一二六三頁、一二七〇頁）なお、中日条約の第六款、中美（米）条約の第十三款には、中国が「国家一律之国幣」の制定に努力するという条文もある。

中国は一九一〇－二〇年代に対チリ条約など「小国」との間で平等条約の締結に成功、さらに第一次世界大戦参戦の結果、ドイツ・オーストリア利権を（最終的に他国に奪われないで）回収などといった多くの成果を挙げ、一九二〇年代半ばには条約期限にあわせて少しずつ改正させていくという「修約外交」（「到期修約」）を展開、ベルギーなどから利権返還をとりつけた。昨今、学界では、従来強調された南京国民政府の「革命外交」と同時に、北京政府の「修約外交」も高い評価が与えられるようになっている。しかし、最恵国待遇によって関連付けられた（「均霑」という）諸条約を、個別に解決することは難しく、一気に解決するという面では「革命外交」という物言いのほうが対外的な説得力はあった[13]。南京国民政府は、北京政府のおこなった関税会議の基礎の上に、関税自主権回復に道筋をたて、またいくつかの租界の回収にも成功した。最終的には、一九四三年に、英米が重慶政府に、また日本が汪政権に利権を返還するかたちで、諸列強からの利権回収に目処が立つ。だが、たとえば中立国スイスが治外法権を（中華民国に対して）放棄したのが一九四六年であるように、不平等条約の改正は中華人民共和国成立前後にまでずれこむと理解していいだろう。また同時に中華民国も台湾に移るまでには不平等条約の改正をおこなっていたから、不平等条約改正の物語を終了させたのは、共産党であり、また台湾に逃れた国民党であったということになろう。だが、「国権回収」となると、物語は未完である。一九九七年に香港を、また一九九九年に澳門を「回収」したものの、台湾が残されているからである[14]。

こうした不平等条約改正の道程においては、いくつかの論点がある。その全てをここで挙げることはできないが、三点紹介したい。第一に、このような不平等条約改正にあたって、何をどうすれば改正できるのかという「成功への階梯」について、ひとつには「国内の制度などを国際標準にあわせて整備し、国際社会において国際法に依拠した振る舞いをおこない、信用を得ること」という、いわゆる「文明国標準」がある。しかし、中国の場合、アヘン戦争以来の敗戦によって不平等条約を締結してきたという経緯があり、そうした意味では「戦争に負けない強国になること」もまた「成功への階梯」への条件として強く意識された。そうした意味で、軍事的な強国化ということだけではなくて、前段で述べた国際社会における地位の向上、大国化が重要な側面として意識された。そして、その地位の向上、大国化において、日本が否定的存在として現れたことは既に述べた。

第二に、このような近代主権国家的な外交、特に不平等条約改正という方向性が、中国で何時ごろ生まれてくるのかということがある。周知のとおり、アヘン戦争後の南京条約締結時において、中国には「不平等条約」を締結したとい意識はない。「不平等条約」という認識は、自らが不利になっていること、当然それを平等にすべきだという含意をもつものである。これについては、黄遵憲が一八八〇年の『朝鮮策略』の中で「不公平条約」という語があらわれ、また八〇年代に執筆された『日本国志』にも「公平・不公平」などといった表現が出ている。暫定的な結論ではあるが、唐才

---

[13] 結局のところ、ワシントン会議に参加し、九カ国条約に参加した中華民国北京政府を、ワシントン体制は守れなかった。その一つの要因は「金フラン案」（義和団賠償金の支払いをめぐる通貨単位の設定をめぐる中仏間の確執）により関税会議が開催できなかったために、北京政府の財源が枯渇したことに求められる。一九二〇年代の中国にとって、ワシントン体制は、「九国公約」として（国際連盟とともに）一つの国際舞台として中国にも意識されていたが、その体制と中国外交の関連については研究が十分に進んでいない。

[14] 一八五八年のアイグン条約、一八六〇年の北京条約によってロシアに割譲された沿海州、樺太などといった地域については、目下、「回収」対象ではないと考えていいだろう。これはインドや中央アジアとの国境調整にも見られる姿勢である。

常が一八九七年に「平等・失平等条約」と述べたという説が中国で提起されている[15]。だが、それは呼称としてのことであり、概念としては一八八〇年代から縷々述べられていたものが、一九〇〇年代の初頭に政策として採用されたということであろう。ここに日本における「条約改正」論との関係をいかに考えるのかという課題がうまれる。書籍翻訳だけでなく、有賀長雄など中国の政府顧問になる法律家が、日本の体験を中国に伝えた可能性も否定できないのである。

四 「中国」の形成と「中国の本来あるべき姿」

昨今は、「中国」という概念もまた近代以降に形成されたものと考えられている。中国四千年、五千年などと言うが、実際に現在のような国名として「中国」が使用されたのは、おそらくはこの一五〇年、短期的にとれば百年強であろうと筆者は考える。それ以前は対外関係文書で「天朝」「聖朝」などが通常であるし、一八八〇年代から一九〇〇年代初頭にかけて、黄遵憲や梁啓超が「中国には英国、仏国などという意味での国名がない」と言ったことなどからも、「中国」という呼称が決して現在使用しているような意味での国名としてアプリオリに存在したわけではないことがわかるだろう。この「中国」という語は、中国が王朝から近代主権国家として形成される中で、（王朝時代を基礎としつつ）形成されてきた新たな国家アイデンティティであり、「中国人」といった意識がそこに重なることになったものと考えられる。このような「中国」「中国人」を相対化する視線は、不平等条約改正や国権回収にも結びつく。すなわち、「中国」を創出、形成する過程で、外国から国権を争奪されていただけに、二〇世紀初頭の現状を以って「原型」とすることはできず、本来あるべき姿としての「中国」を想定し、そこに回帰するということが目指されるようになったのである。国権回収の物語は、近代主権国家としての当然の所作でありながら、同時に本来あるべき「中国」への回帰としても意識される。これが、いわゆるナショナリズムと結びつくのは容易なことである。さらに注意すべきことは、こうした「中国」の形成や国権回収が強く意識されたのが、十九世紀から二十世紀への世紀交代期であったということである。この国家アイデンティティ形成期に、突出した「侵略者」はまさに日本であった。ロシアもそうではあったが、ロシア革命と共産主義政権の形成の中で、ロシアの意味合いは薄れていく。しばしば、イギリスもフランスも中国を侵略したはずであるのに、何故日本だけが責められるのかという話を耳にするが、それには日中戦争という、以前の戦争とは被害規模の次元が異なる戦争をおこしたということとともに、このような国家アイデンティティの形成との関連があったのである。

また、日本が中国を「支那」と呼んだのも、こうした「中国」アイデンティティの形成への対応として生まれたものであったのであろう。「清国」ではなく、新たなアイデンティティの結集核である「中国」と呼称することを躊躇し、「支那」というより無機質な、中国の政治運動と関わらず、相手の本来あるべき姿などを想像しなくてもいい呼称を選んだのだろう[16]。

ここで注意しなければならないのは、その「本来あるべき姿」である。これは国権回収の範囲でもあるのだが、それをいかに想定するのかということが、中国の拡張主義や中華思想と言われるような、周辺諸国の中国への脅威意識に結びつく側面がある。直近の例を挙げれば、香港返還が

---

[15] この説は北京大学歴史学系の張建華・助教授のもの。同「晩清時期中国人的国家平等概念」（同助教授の博士論文の第四章、未公刊）

[16] 拙稿「『支那』『支那国』『支那共和国』－日本外務省の対中呼称政策」（『中国研究月報』571 号、1995 年 9 月）参照。

ある。一九九七年に「回収」されるべきであったのは、一八九八年に九九箇年を期限として租借された新界であり、他の「割譲地」（香港島・九龍半島）についてはイギリスに返還義務はなかった。しかし、それらについても中国は「収回」という詞を用い、本来あるべきところに戻されたという位置づけを示した。これは、もともと中国であったと思われるところを全て取り戻そうとしているのではないかという危惧を周辺諸国に与え、中国はかつての朝貢国を属国と考え、やがて勢力化におこうとするのではないか、といった言論まで見られるようになった。

現在、中国のマスメディアでは、かつての朝貢国に対して「属国」的な論調を張ること、そうした事実を指摘することは控えられている。敏感な問題であるということであろう。だが、先にあげた「中国」の形成期、国権回収政策策定期においては、朝貢国が侵略されていくことも「負債帳簿」に登録されていくことになる。清末以来の学校教科書でも、かつての属国が色分けされ、それがかつての中国の勢力範囲であり、それが列強に奪われたという論調が張られ、『清季外交史料』などという外交史の基本史料集はいかに中国が「奪われていったのか」というところに主眼をおいた史料編纂方針がたてられる。そして、『清史稿』という二十四史に連なる「正史」の稿本においては、「邦交志」とともに、「属国伝」が編まれた。実際には、清代の『大清会典』などを見れば、一種の対等関係にある「邦交」する相手と、宗藩関係のある「属国」とに世界中の国を分別する発想はない。それを、清末民初に植民地されていた周辺諸国をかつての属国として位置づける方向に組み替えたのである。

清と朝貢国の関係については、まだまだ学問的に検討が必要で、いわゆる「朝貢貿易システム」とか「冊封体制」などという語で説明できるのかどうかわからない。こうした概念優先の説明については疑義が呈されており、実証研究が求められているところである[17]。だが、それぞれの国との具体的な関係とともに、後世の認識の経緯も重要であると筆者は考える。実際には内政不干渉、二重朝貢不問であったはずの関係が、一八八〇年代の朝鮮への関与など調整がなされ、清末から民国期には、朝貢していた国を、中国が外交権を掌握していた「属国」あるいは「保護国」的イメージで観念するようになったということが、重要だからである。このようなイメージは、一九五〇年代まで中国の学校教科書にあらわれていたという。

他方、日本の「中華思想」という学問的に馴染まないながらも、あまりに流布した、日本的な興味深い概念もまた、こうした中国における「本来あるべき姿」の形成への対応であったのかもしれない。この「中華思想」なる語は、中国の自尊心の高さと自己中心主義、国際的な非協調性を侮蔑の意味も込めて強調する際に用いられるが、主に日本で形成された概念である。また、専門的な研究の結果析出された概念とは言いがたく、中国をめぐる言論のなかで形成された、日本の対中思想史の文脈の中にある語だろう。そうした意味で「中国にはそもそも中華思想があり、だから・・・」などと説明するのは、ほとんどの場合トートロジーになってしまうのにも関わらず、日本の中国観察の基底をなした。無論、歴史的に見て、華夷秩序などはあっただろうが、もしそれを中華思想と定義するなら、それは朝鮮半島や日本も含めて東アジアに共有された対外認識であり、中国だけにそれが残存しているということは難しい。にもかかわらず、なぜこの語がそれほど流布したのか。それは、上述のように、日本が中国の非文明性、非国際性、伝統性を強調したこと、またこの時期に中国が「本らあるべき姿」を想定した国権回収思想を育んでいたからかもしれない。いずれにしても「中華思想」は説明概念とするにはあまりに危うく、むしろその概念の形成過程こそ

---

[17] 岡本隆司『属国と自主のあいだ』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）

が重要な研究課題となるだろう。

では、江沢民時代以来使用される「恢復中華」というスローガンの想定する「中華」の原型はどのようなものあろうか。昨今の中国は（日本を除く）周辺と積極的な問題解決型の外交を展開しており、それが成功している。ロシアとの国境画定交渉で、一八五八年のアイグン条約、一八六〇年の北京条約で喪失した沿海州について「回復すべき対象」にはいっているとは主張していない。そうしたことからはかつての「版図」「属国」に対する意識などを強く感じることはできない。そうした点では清代以来の「伝統的中国外交」が（さまざまな組み換えと再編を経ながら）現在にまで及んでいると断定することは難しい。しかし、毛沢東時代のヴェトナムに対する「懲罰外交」などといったこともある。だが、アメリカ合衆国のアメリカ大陸諸国に対する「宗主国的振る舞い」にも見られるように、中国の周辺国への動きだけを「伝統的中国外交」とすることが妥当かどうか、判断が難しい。大国に共通して見られることであるかもしれないからである。このあたり、中国だけを、常に特殊で、説明が難しい存在として位置づけることも、あまり歓迎されることではないだろう。

「本来あるべき姿」への回帰物語は、台湾問題の解決まで終ることはない。この問題は最終的には中米関係に帰着する部分があり、これこそが東アジアの最大の不安定要因だとも考えられる。そして、その問題を作った元凶は日本だということになっている。

五　中国の歴史叙述と日中の歴史認識問題の「歴史性」

中国の近代史の概説などでは、第一に革命史（白蓮教徒→太平天国→義和団→反満革命→辛亥革命）、第二に侵略と抵抗（アヘン戦争→アロー戦争→清仏戦争→日清戦争→義和団事変）、第三に近代化（同治中興→洋務運動→変法運動→光緒新政）、という三つのラインを縦軸として、ナショナリズム、国家の統一、国際化（文明国化、国際社会からの支持）を横軸としつつ、最終的に共産党の正当性に収斂していくように歴史が叙述される。こういった歴史、特に「侵略と抵抗」部分や近代化部分については、清末から民国期の歴史教科書にも既に見られる傾向である。抗日戦争開始以前に、すでにそうした歴史叙述の底流ができていたことは注目していいだろう。これらは、先に述べた「中国」の形成と近代主権国家化、そして国権回収への取り返すべき「債務帳簿」の記録だとも考えることができる。

このような中国の歴史叙述は当時の日本のそれとは当然かみ合うはずがない。日本は、世界の一等国になるべく国内制度を整備し、条約改正をおこない、また一連の戦争に勝利してきた。そこでは欧米を目標にしつつも、同時に中国を負の目標としてきた。中国は、特に日清、日露から二十一箇条にかけて、日本を主たる「敵」として想定してきていたし、日本の反面教師どころか、逆に近代主権国家、文明国化を実現しようとし、日本をその阻害要因と認識していた。両国のそういった自己認識、特に十九世紀後半以来の歴史叙述については、不具合が大きかった。そうしたことの結果として、一九一〇年代には既に日本が中国の教科書が反日・排日教科書だとして抗議、一九三二－三三年のリットン調査団派遣をめぐる国際連盟の会議では、日中両国の代表が歴史観をぶつけ合うに到る。中国側は日本の対中侵略意図を明治時代から一貫するものとし、日本は中国の排日姿勢が日本の防衛的な意味での大陸進出を生んだとし、日露戦争に到っては、ロシアの侵略を防いだのだから中国は感謝すべきだとしていた[18]。

---

[18] 拙稿「“歴史的”に見る日中歴史問題」（『中央公論』二〇〇五年七月号）

抗日戦争以前に、ここまで日中間の歴史認識にずれが生じていたことには留意すべきだろう。抗日戦争期に、宣伝を含めて「反日」化することは当然の帰結であり、戦後に抗日戦争の勝利と国共内戦での勝利に歴史叙述のひとつの焦点が置かれ、また戦後に戦争への協力者が漢奸とされていった。抗日ナショナリズムは、その最終的な勝利者を「中国人民」とその支持する「共産党」だとする点で、正当性の根拠となっていった。

しかし、それらが清末民国期の歴史叙述の方法、すなわち「中国」の形成、近代主権国家、国権回収などをもみ消したわけではない。また抗日ナショナリズムが唯一の正当性の調達源であったというわけでもない。「東側」に属する社会主義政権として、ソ連や東欧諸国と足並みをそろえることもあれば、中ソ対立が激化すれば、アメリカ、ひいてはその日本とも国交を正常化するような外交判断も見せた。その正常化に際しての「過去」の精算方法は、戦争の責任を「一部の軍国主義者」に帰し、日本の人民も被害者であるということにし、日本側は「遺憾と反省」を唱え続けるということであった。この精神は、一九七二年の日中共同声明、一九七八年の日中平和友好条約にあらわれている。だが、この精算方法が、本当の「精算」であるとは想像しがたく、実際には両国間関係を悪化させないための一つの政治決着、政治的な「方便」であった。この「抗日と友好という二分論」は歴史叙述にも反映され、近代以降の政治・軍事的な対立と日中友好物語の双方が織り成されるかたちで近代日中関係史が叙述されるようになった。

戦前期に見られたような日中両国の歴史認識のずれは、戦後に至っても根本的な解決ではなく、一種の政治決着の中で、暫定的に補修され、関係は「正常化」された。また、台湾方面に目を転じても、一九四五年からの連合国の駐日代表団に人員を出し、「支那」という用語を公文書で使用させなくするなどしたが、戦勝国として中国側が従来有していた歴史認識を日本に普及させるというところまではしなかったし、できなかったと考えられる。そして、一九五二年の日華条約締結時には、日本と中華民国の関係は、敗戦国と戦勝国のそれではなかった。アメリカの方針、サンフランシスコ講和条約の結果を受け、対日賠償は当然放棄されるものとされ、中華民国が膨大な文書を基にして準備し、算出した対日賠償については、東京裁判などでは利用されても、実際の交渉には用いられなかった。その後、そこで算出された数字は、東京裁判に派遣された中華民国の判事が中華人民共和国に「亡命」することによって、中国大陸に引き継がれていった。

蒋介石の「以徳報恩」と日本がそれに感謝するという言説は、これもまた「抗日・友好／遺憾・反省」とも通じるような、心情的な意味あいを加味した、「先の戦争」に関する問題を噴出させないための政治的な（暫定的な）決着のつけかたであったのだろうと、筆者は考えている。東アジアの歴史認識の歴史性や、十九世紀以来の日中両国の外交の姿を見れば、「問題の根本的解決」に至ることは現実には多くの時間と困難を伴うことになり、政治決着にも似た問題を噴出させない「装置」の存在が重要だということになろう。

空間的、また国権の問題だけでなく、「あの戦争がなければ、いまごろは…」といった時間軸の中にある「本来あるべき姿」もまた中国側にはある。もちろん、そういった「発展を抑制した」要因は日本だけではない。だが、一方で歴史物語として、「本来あるべ姿」が強調される以上、実際の外交関係においては、それを抑制する何かが必要になってくる。

日中関係における問題の噴出を政治的に抑制してきた「装置」が形骸化したのが一九九〇年代である。友好運動の衰退や経済の失速などに見られる日本社会の変容、共産党の支持基盤の変容と経済発展に見られる中国側の変容などに伴い、「抗日と友好」という二分法による押さえが利かなくなったのだ。本来であれば、江沢民訪日にともなう一九九八年の日中共同宣言は、あら

たな日中関係の「政治的方便」を再構築する契機であったはずである。だが、内容的にきわめて意義深い声明ではあったが、あらたな秩序形成を構築するにはいたらなかったのである[19]。

おわりに

本稿の冒頭で、中国外交の三つの政策目標を述べた。第一に、侵略された国権を取り戻し、これ以上主権を侵害されたり、利権を奪われたりしないようにすること。第二に、外交を制度面、政策面で「近代外交化」していくこと（制度面などでの国際標準の受容、第一と重なるが不平等条約改正など）。第三に、文明国として国際標準を受け入れ、役割を果たす中で国際社会の中で一定の地位を占め、その国際的な地位を向上させ、ひいては大国として認知されるようにしていくこと。これらについて見れば、中国外交の重点は次第に第三の点に移ってきているようだ。その中で中国は周辺諸国との関係も調整してきている。ロシアとの国境線の画定や、南シナ海の共同開発などはその好例である。むしろ、問題が大きく残されている日本との関係のほうが例外的に映るほどである。だが、中国は、東西南北さまざまな地域に隣接し、決して東だけを向いているわけではない。東側にある日本との関係は四分の一かそれ以下に過ぎない。日本との関係が中国外交の全てではないのだ。他方、中国にとってはアメリカとの関係の従属変数として日本との関係を位置付ける面も強い。アメリカとは表面的な対立を極力避けている中国にとって、対日関係と台湾問題は、アメリカとの外交の前線であり、そこでの問題は中米関係の前哨戦という側面もある。そうした意味で日中外交から中国の外交全体を図るのにも無理がある。

最後に、胡錦濤の日中関係に関する発言を見てみよう。依然、日中関係の問題噴出を抑制する、新たな装置の創出にはまだ時間がかかりそうである。

> 中国と日本はともにアジア、世界において大きな影響力をもつ国家である。日中両国の二千年にわたる交流を考えれば、日中の友好こそが主流である。近代日本軍国主義が起こした侵略戦争は、中国人民に重大な災難をもたらしただけでなく、日本人民にも強い被害をもたらした。この侵略を計画し作り上げていったのは、一握りの日本軍国主義分子に過ぎない。（中略）中国政府は一貫して日中関係を重視し、日中友好の方針を始終堅持し、日中友好に対して努力を惜しまなかった。新中国の成立後、中国政府と人民は、日中関係を改善し、両国人民の伝統とも言える友誼を発展させるため、多くの業務をおこない、日本の見識ある政治家や各界人士と一緒になって、日中国交の正常化の実現を推進した。多年来、日中関係は不断に発展、両国の経済貿易関係は普段に拡大し、ひとびとの交流は日増しに密接になっている。これこそ、両国人民が求めてきた和平友好と共同発展の願望を反映したものである。また、これは両国の歴代のリーダーや見識ある人々が一緒にはぐくんできた結果でもあるが、わたしたちはその成果を大切にし、誠心誠意守っていかねばならない。しかし、指摘しなければならないのは、長期にわたって、日本には日本のおこした戦争における侵略戦争の性質と罪行について認めようとせず、極力軍国主義戦争を美化しようとする一部の勢力がい

[19]実は台湾での急速な台湾化により、蒋介石の「以徳報恩」はほとんど機能しない、あるいは不要な装置となり、国民党時代に反発すべく登場したはずの「親日的台湾論」が日本に入り大きな影響力をもつようになった。台湾では国民党への反発を示す必要がなくなれば、「親日的論調」は低調となるのであるが、そうした台湾内的コンテキストは日本ではあまり考慮されない。

る。彼らはまた、歴史の上で恥辱の柱の上に打ち付けられたはずの A 級戦犯を祭り上げて招魂しているのである。こういった手法は、日本政府が歴史問題について認めてきた内容に違背し、日中関係の政治的な基礎から逸脱し、さらには中国およびアジアの関連諸国家の人民の感情を著しく傷つけるものである。「前事を忘れず、後事の師となす。」われわれは、歴史をしっかり刻み込むことを強調しているのであって、引き続き恨みを持ち続けたいと言っているのではない。すなわち、歴史を鏡にして、未来に向かおう、と述べているのである。過去を忘れないだけなく、教訓としてこそ、歴史の悲劇の再演を避けられるのではないだろうか[20]。

（了）

[20] 2005 年 9 月 3 日「胡錦濤在紀念中国人民抗日戦争暨世界反法西斯戦争勝利六十周年大会上的講和」（中華人民共和国外交部 http://www.fmprc.gov.cn/chn/wjdt/zyjh/t210209.htm）